

令和2年9月11日	資料2
第50回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

# 「DPCデータの提供に関するガイドライン」の 改正(案)について

令和2年9月11日  
厚生労働省保険局医療課

# 「ガイドライン」の主な改正内容

令和2年10月1日に施行される改正健康保険法にて、DPCデータは、法律のもとに第三者提供が行われることになる。

令和2年6月17日に開催された第49回レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、「DPCデータの提供に関するガイドライン」の改正について議論した内容を踏まえ、ガイドラインを改正することとした。

改正の主な内容は次のとおりである。

1. ガイドラインの名称を「匿名診療等関連情報の提供に関するガイドライン」とする。
2. 用語の定義では、以下の用語を修正する。
  - DPCデータ→匿名診療等関連情報
  - 提供依頼申出者→担当者
  - 利用者→取扱者
  - 有識者会議→匿名レセプト情報等の提供に関する専門委員会加えて、提供申出者・代理人・提供申出書・利用者・中間生成物・最終生成物・成果物を新設し、所属機関を廃止する。
3. 提供申出にあたって以下の仕様とする。
  - ・取扱者は匿名診療等関連情報を扱う個人
  - ・提供申出者は取扱者の所属機関
  - ・利用者は匿名診療等関連情報の提供を受けた提供申出者
  - ・取扱者になることを希望する者は、提供申出者の承認を受けること
  - ・提供申出者は証明書(登記事項証明等)を提出すること
  - ・以上を踏まえた上で、専門委員会にて審査を実施

# 「ガイドライン」の主な改正内容

4. 第7 4(4)③「DPCデータの利用に際し具備すべき条件」を「匿名診療等関連情報の利用に際し講じなければならない安全管理措置」とした上で、以下の5項目に分けて規定する。
  - ・組織的安全管理措置
  - ・人的安全管理措置
  - ・物理的安全管理措置
  - ・技術的安全管理措置
  - ・情報及び情報機器の持ち出しについて
5. 手数料の積算、免除、納付規定を新設する。(調整中)
6. 何らかの研究成果公表後、原則として3ヶ月以内に厚生労働省へ実績報告を求める。  
(公表審査は従前通り必要)
7. 匿名診療等関連情報の利用終了後に提出するデータ措置報告書は、利用場所ごとに求める。